

鳥取県告示第 209 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字東平谷704、字境谷714から716まで、718、723から725まで、729、字境谷山747の1、字オノ谷2639、2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、字オノ谷尻2652の1、2653の1、2654の1、2654の7、下中谷字トチウ谷奥719の1、字トチウ谷725、727の1、字ツイカ谷734、736、738、739、740、742、743、字牛房谷750、752の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)